

丸亀市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する第1号事業を行う事業者の指定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）において使用する用語の例による。

(指定の申請等)

第3条 法第115条の45の5第1項の規定に基づき指定事業者の指定を受けようとする者は、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請書（様式第1号）に、関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、指定の可否を決定し、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定通知書（様式第2号）又は介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請却下通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により指定事業者に指定する旨の通知を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(指定の更新等)

第4条 法第115条の45の6第1項の規定に基づき指定事業者の更新を受けようとする者は、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定更新申請書（様式第4号）に、関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、指定更新の可否を決定し、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定更新通知書（様式第5号）又は介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定更新申請却下通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により指定事業者の指定を更新する旨の通知を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(変更の届出等)

第5条 指定事業者は、施行規則第140条の63の5第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、10日以内に介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者変更届出書（様式第7号）により、市長に届け出なければならない。

2 指定事業者は、当該指定に係る事業を廃止し、又は休止しようとするときは、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者廃止・休止届出書（様式第8号）により、当該廃止又は休止の日の1月前までに市長に届け出なければならない。

3 指定事業者は、休止した当該指定に係る事業を再開したときは、10日以内に介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者再開届出書（様式第9号）により、市長に届け出なければならない。

（指定の取消し等）

第6条 市長は、法第115条の45の9の規定により、指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定取消・停止通知書（様式第10号）により、当該指定の取消し又は停止に係る者に通知するものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、第1号事業を行う事業者の指定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。